

分類	番号	質問	回答
施設管理業務等	1	生涯学習センター、玉縄学習センター分館でグリストラップ設備はありますか。	なし
	2	消防設備点検が含まれていませんが、不要との認識で問題ないでしょうか。	鎌倉生涯学習センター及び玉縄分室において必要になります。
	3	生涯学習センター、玉縄学習センター分館について建築基準法12条に基づく点検とありますが、両施設ともすべての点検種別（建築・建築設備・防火設備・防火設備）について実施が必要でしょうか。一部種別に限定しての実施であれば正式名称で各施設ごとの点検種別をお知らせください。	鎌倉生涯学習センター及び玉縄学習センター分館について、建築基準法第12条に基づく定期点検のうち「建築設備」「防火設備」「昇降機等」を実施願います。
	4	02鎌倉市生涯学習センターの管理運営に関する指定管理業務仕様書の4(4)玉縄学習センター分室ア～キの業務は09たまなわ交流センター施設管理業務ⅠとⅡの業務が合わないと思いますが、教えていただけますでしょうか。	別紙（玉縄分室）のとおり
	5	生涯学習センター、玉縄学習センター分館について、消防設備法定点検とは別に防火対象物定期点検報告・点検は維持管理業務の対象との認識で問題ないでしょうか。	対象になります。
	6	警備員の休憩時間は、別の警備員が業務を代行する必要はありますか。	2人体制で実施。休憩時間は1人体制。
	7	警備員は1号警備が必要という認識でよろしいでしょうか。また、1ポストと記載いたされている現状の警備のシフト表をご教示ください。	1号警備になります。 勤務時間は開館日は早番7：30-19：00 遅番 11：00-22：30 休館日は8：00-17：30 1名です。
	8	指定管理移行時点で既に完了している点検・清掃と10月以降に指定管理者が実施すべき点検・清掃（1年間で定期的実施すべき維持管理業務）についてご教示ください。※法定点検については正式名称でお答えください。	【済】 自家用電気工作物保安管理（毎月）、自家用電気工作物点検、非常用電源設備保守点検（機器点検）、空調設備手入れ（1回目）、給排水設備手入れ（1回目）、水質検査（1回目）、残留塩素測定（毎月）、床面清掃（1回目）、床面補修、絨毯清掃、窓ガラス清掃（1回目）、高所除塵（1回目）、排水溝清掃（毎月）、興行場法に基づく業務 【未】 自家用電気工作物保安管理（毎月）、非常用電源設備保守点検（総合点検、負荷試験）、空調設備手入れ（2回目）、給排水設備手入れ（2回目）、水質検査（2回目）、残留塩素測定（毎月）、床面清掃（2回目）、床面補修、絨毯清掃、窓ガラス清掃（2回目）、高所除塵（2回目）、排水溝清掃（毎月）
	9	現地見学の際にパッケージ型エアコンのような機器が見受けられました。生涯学習センター・玉縄学習センター分館の維持管理業務対象となる機器がある場合、それぞれのパッケージ型空調機の空調機室外機数と室内機数を教えてください。	【鎌倉生涯学習センター】 チラーユニット2台（CAH-80E,CAH-60E）パッケージエアコン1台（PAH-30D）。今後チラーユニット6台（UWYA375AH）設置予定。 ルームエアコン 室外機6台 室内機6台 【玉縄学習センター分館】 別紙（玉縄分室）
	10	生涯学習センターのフロン排出抑制法に基づく定期点検（一定規模以上の点検）が必要な機器の型式と数をご教授ください。	上記チラーユニット、パッケージエアコン（全9台）
	11	窓ガラス清掃はゴンドラを使用せず、屋上からのロープ作業で実施することは可能でしょうか。	可能
	12	ゴンドラ安全規則第4章第21条定期自主検査、ゴンドラ安全規則第4章第22条作業開始前の点検は、現在ゴンドラ点検専門業者にて実施していますでしょうか。	未実施。ゴンドラは使用不可
	13	資料1 鎌倉生涯学習センター施設管理業務仕様 P.11 V 清掃業務 2 業務体制（2）業務基準時間「午前7時から午後9時30分（延長の場合午後10時30分）」とありますが、この時間内は、清掃員の配置が必要との理解でよろしいでしょうか。	指定管理者の裁量によりますが、利用者から夜間についても清掃の要望（特にトイレ）は高いです。
	14	資料1 鎌倉生涯学習センター施設管理業務仕様 P.11 V 清掃業務 3 業務別仕様（2）定期清掃 ウ期間中2回の窓ガラス清掃に「内外側の窓ガラス清掃～」とありますが、別紙4 清掃業務基準表には「外窓ガラス磨き」と記載されており、2つの資料に相違がございます。どちらが正しいかご教示ください。	窓ガラスの清掃については、内及び外側となります。
	15	資料1 鎌倉生涯学習センター施設管理業務仕様 P.11 V 清掃業務 3 業務別仕様（2）定期清掃 ウ期間中2回の窓ガラス清掃で対象となる窓ガラス総面積をご教示ください。	
	16	別紙3 鎌倉仕様書（総合管理業務仕様書） 消化水槽の具体的な清掃方法をご教示ください。	1.マンホールの清掃 2.槽内の換気 3.消化槽内、壁面・床面・フット弁の清掃
	17	別紙4 清掃業務基準表 定期清掃の「床面の補修手入れ」とは、具体的にどのような作業かご教示ください。 （例）ヒールマークの除去、カーベットの染み抜き	ヒールマークの除去、カーベットの染み抜き、凹み等の修繕等(利用者が気持ちよく使える様子が前提)
	18	別紙4 清掃業務基準表 定期清掃の「床面の全面手入れ」とは、具体的にどのような作業かご教示ください。	業務用クリーナーを使用した床洗浄
	19	生涯学習センターに高所作業台がありますが、維持管理業務で使用することはあるのでしょうか。ある場合、点検業務は必要でしょうか。※厚生労働省労働基準局監修による（社）仮設工業会の基準で高所作業台の年次点検を使用基準の中で定めています。	使用不可
	20	定期清掃について「別紙 たまなわ交流センター清掃作業基準表」と「別紙たまなわ交流センター清掃作業基準表」の実施内容に乖離がありますが、どちらの仕様に基づき業務を実施すればよいでしょうか。	質問の意図がわかりかねます。
	21	冷暖房機点検とありますが、資料3に対象機器名称と台数記載がありません。対象機器がある場合はご教示ください。	玉縄学習センター分室はガス式エアコンで室外機は屋上にあります。屋上には室外機は全部で3台。内訳は、NPOと浄化センターで1台、保育施設で1台、学習センターで1台。
	22	たまなわ学習センター分室の「自家用電気工作物点検」・「消防設備法定点検業務」の記載がなく、資料3に機器仕様書もありませんが、維持管理業務の対象外でしょうか。対象の場合は生涯学習センター同様の機器仕様書（機器名称、台数等）をご教示ください。	「消防設備法定点検業務」が対象になります。
	23	たまなわ学習センター分室について自家用電気工作物点検業務と非常用自家発電設備保守点検が含まれておりませんが、維持管理業務の対象外との認識で問題ないでしょうか。	対象ではありません。
	24	資料3 たまなわ交流センター施設管理業務 P.2 保安警備業務 2 環境衛生業務（2）空調設備等整備業務の1 フィルター清掃について、会議室6室にあるフィルターの台数をご教示ください。	月1度の清掃。詳細については不明。
	25	玉縄学習センター分館について（フロン排出抑制法に基づく定期点検（一定規模以上の点検）が必要な機器の型式と数、業務仕様書等）	別表（玉縄分室）
	26	各行政センターの保安警備業務の1時間あたり単価をご開示願います。	行政センターの総合管理業務に含む。詳細不明。